

道路はみんなの財産です ルールを守って使いましょう

看板・日よけ等の 占用許可申請について



道路占用には許可が必要です

- ◆看板や日よけ、投光器などを道路の上空に突き出して設置・使用することを「道路の占用」といい、その道路を管理している管理者（道路管理者）の許可が必要です。（道路法第32条）
- ◆占用にあたっては、設置することのできる「物件」及び設置する「高さ」や「出幅」などに基準が設けられており、これを守らなくてはなりません。（府中市道路条例、府中市道路占用規則）
- ◆府中市で管理していない道路（国道、都道等）は、基準等の内容が異なるため、それぞれの管理者に問合せをしてください。



① ほっとするね 緑の府中

府中市

◆ 許可を受けられる物件の概要

基準に適合しないものは許可できませんので、適合した位置・構造で申請してください。
詳しくは、府中市道路占用許可基準をご覧ください（府中市のホームページに掲載しています）。

袖看板 (歩道上に設置するとき)	袖看板 (車道上に設置するとき)	壁面看板
* 出幅が0.5m以下の場合、 高さは2.5m以上にできる。	看板類は1事業所につき2個以内の設置とする。	

投光器

* 複数設置する場合は、1.5m以上の間隔をあけて設置すること。

◆ 占用許可手続きの流れ

①申請書の提出

- 申請書は、府中市都市整備部道路課窓口（府中駅北第2庁舎2階）及び府中市ホームページ上で配布しています。
- 必要事項を記入し、「案内図（地図）」「平面図（上から見た図）」「立面図（横から見た図）」「占用物件の構造図」を各2部添付し、提出してください。

②許可書の受領

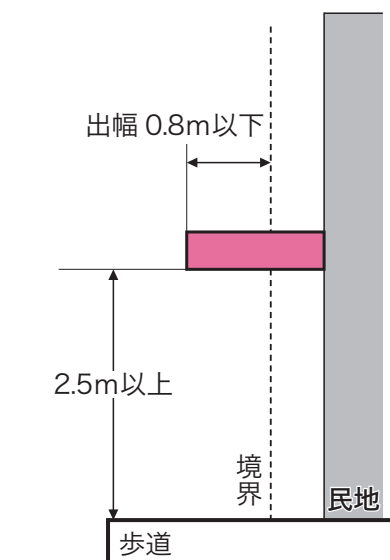
- 申請書提出後、通常1週間～10日間程で許可書が交付されます。
- 交付の連絡は電話で行いますので、道路課から連絡があったら、できるだけ早めに取りに来てください。

③占用料の納付

- 許可書と一緒に、占用料の納付書をお渡しします。
- 納付書に記載された金融機関等でお振込みいただきます。（本庁舎1階の銀行窓口での納付も可能です）
- 納付書に書かれた納入期限によらず、占用を開始する前に納付する必要がありますので、余裕をもってお手続きください。

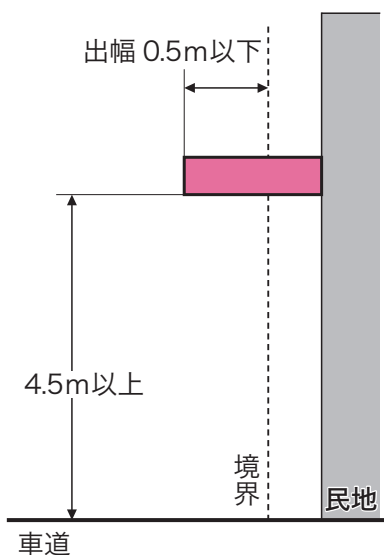
日よけ（固定式）

（歩道上に設置するとき）



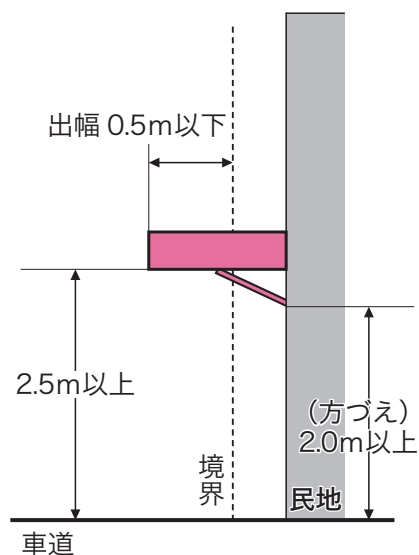
日よけ（固定式）

（車道上に設置するとき）



*道路幅員が8m以上の場合、
出幅は0.8m以下にできる。

日よけ（巻上げ式）



*歩道上に設置または道路幅員が8m以上
の場合、出幅は0.8m以下にできる。

◆ 許可を受けられない物件

府中市道の路面に直接置く
ものは、許可できません!!

- (例) ●立看板・置看板
●商品
●自動販売機
●のぼり旗・横断幕
●エアコン室外機
●自動車・バイク・自転車
●シャッターボックス (物置)



※道路管理者の許可なく、日よけや看板などを設置することは不法占用で、道路法で禁止されています。

◆ 占用料（道路法第39条及び府中市道路占用料徴収条例）

道路を占用したときには、道路管理者に占用料を納めなくてはなりません。物件ごとに占用料が定められています。詳しくは府中市のホームページをご覧ください。

平成30年4月現在

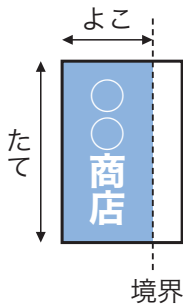

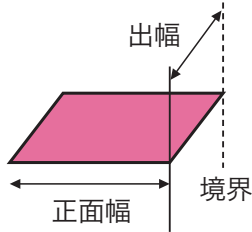
物 件	単 価	備 考
袖 看 板	14,250 円	表示面積 1 m ² につき 1 年 ※両面の看板の場合、裏面の料金は半額となります。
壁 面 看 板	14,250 円	表示面積 1 m ² につき 1 年
投 光 器	14,250 円	占用面積 1 m ² につき 1 年
日 よ け	5,610 円	占用面積 1 m ² につき 1 年 ※減免制度あり。減免後の単価は2,800円となります。

※占用料は、毎年4月に1年分を一括で納めていただきます。

※年度途中で申請があった場合は、月割りで計算されます。

※年度途中で占用物件を撤去等された場合でも、納付済の占用料は返還できません。

◎ 占用料の計算例 ◎

袖看板	壁面看板	日よけ・投光器
 <p>表示面積 × 単価</p> <p>※表示面積＝境界を越えた部分の <u>たて × よこ</u>（小数点以下は切り上げ）とする。 ※両面の場合は、<u>たて × よこ × 1.5</u>（小数点以下は切り上げ）を表示面積とする。</p>	 <p>表示面積 × 単価</p> <p>※表示面積＝看板の <u>たて × よこ</u>（小数点以下は切り上げ）とする。</p>	 <p>占用面積 × 単価</p> <p>※占用面積＝道路に水平投影したときの面積。<u>出幅 × 正面幅</u>（小数点以下は切り上げ）とする。</p>

◆ 許可の期間（府中市道路占用規則第7条）

原則として3年以内です。許可期間終了後も継続して占用したい場合は、更新が必要です。

◆ 申請・お問合せ先

府中市 都市整備部 道路課 維持管理係

住所 〒183-0056

東京都府中市寿町1-5（府中駅北第2庁舎）

電話 042-335-4328（直通）